

市第6号議案

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等 に関する条例の一部改正

1 趣旨

横浜市では望まない受動喫煙の防止をはかるため、令和7年4月から公園の禁煙化を実施しました。

横浜市中期計画2026～2029（原案）にも「望まない受動喫煙を防止する取組」を位置付けており、既存の取組に加え、誰もが快適に暮らせるまちづくりを目指し、対策をさらに推進していくため、

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」を改正し、**道路等屋外の公共の場所における喫煙を禁止**します。

2 市民意見募集の概要

(1) 実施概要

期 間	令和8年2月13日（金）から3月15日（日）まで（31日間）
主な周知方法	市ホームページ及び広報よこはま（2月号）への掲載 リーフレット配架（各区役所、市民情報センター、鉄道駅PRボックス） 自治会町内会長等への説明、パマトコでの配信 等
意見提出方法	横浜市電子申請・届出システム、郵送 等

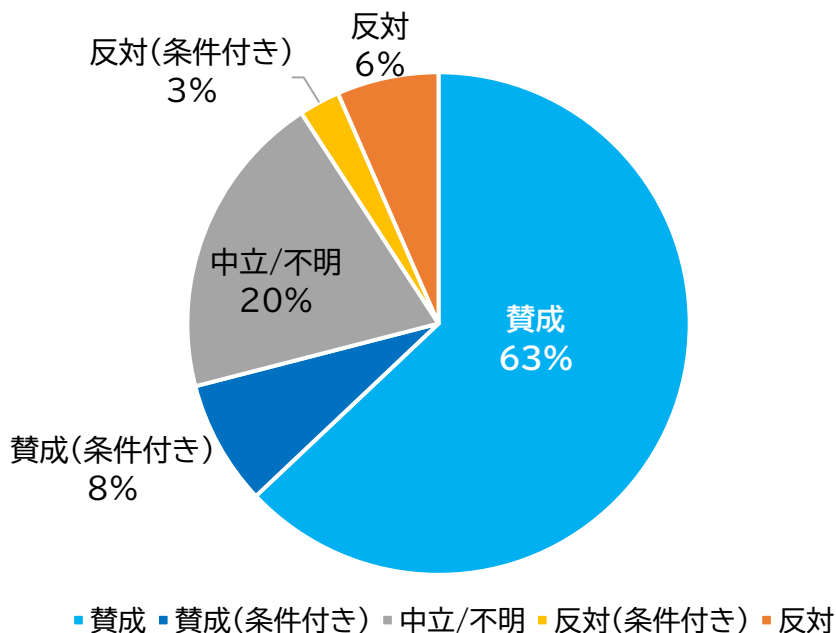
(2) ご意見の件数

1,968件

内訳) 横浜市電子申請・届出システム(1,917件)、 郵送等 (51件)

2 市民意見募集の概要

(3) ご意見の内容



◎ 「賛成」 + 「条件付き賛成」 … 約71%

◎ 「反対」 + 「条件付き反対」 … 約9%

ア 賛成/条件付き賛成のご意見 1,397件 (71.0%)

- ・受動喫煙が気になる
- ・条例改正の内容を十分に周知してほしい
- ・分煙のため喫煙所の整備が必要

イ 反対/条件付き反対のご意見 181件 (9.2%)

- ・喫煙所が少ない
- ・たばこ税をもっと喫煙者のために活用してほしい

ウ 中立または不明のご意見 390件 (19.8%)

- ・喫煙所をもっと設置すべき
- ・条例改正の内容を十分周知するべき

2 市民意見募集の概要

(4) 寄せられた意見の条例改正・施策への反映

ご意見

① 屋内外における
受動喫煙に関するご意見
831/1968件(42.2%)

② 喫煙所の整備など、
分煙環境整備に関するご意見
747/1968件(37.8%)

③ 巡回強化や実効性確保、
過料適用などに関するご意見
493/1968件(25.1%)

反映

➤ 受動喫煙防止の観点から、
「喫煙による被害の防止」の視点を
改正条例の目的に位置付け

➤ 「分煙環境整備」を改正条例の「市の責務」に位置付け

- 新たな喫煙所の整備 及び 民間が整備する公衆喫煙所への補助
- 密閉型喫煙所への転換
- 喫煙所MAPの提供や案内

- 喫煙禁止地区内外の指導・パトロールの実施
- 路上喫煙実態調査の結果を踏まえた対応

3 主な改正内容

(1) 条例名称

屋外の公共の場所における『喫煙の防止』を先頭に位置付け、
本市が喫煙対策に取り組んでいくことを市民に分かりやすく伝えます。

現

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例

新

横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに
空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例

3 主な改正内容

(2) 目的（第1条）

喫煙を取り巻く状況や市民意識の変化を踏まえ、屋外の公共の場所での受動喫煙防止の観点から、「喫煙による身体及び財産に対する被害の防止」を明記します。

条文案

(目的)

第1条 この条例は、屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止～(省略)～横浜市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、屋外の公共の場所における喫煙の禁止等～(省略)～その他の必要な事項を定めることにより、安心かつ安全で清潔な街をつくり、かつ、資源の有効な利用を促進し、もって快適な都市環境を確保することを目的とする。

(3) 市の責務（第3条）

喫煙禁止の実効性を確保するためにも、『分煙環境整備』を市の責務に位置付けます。

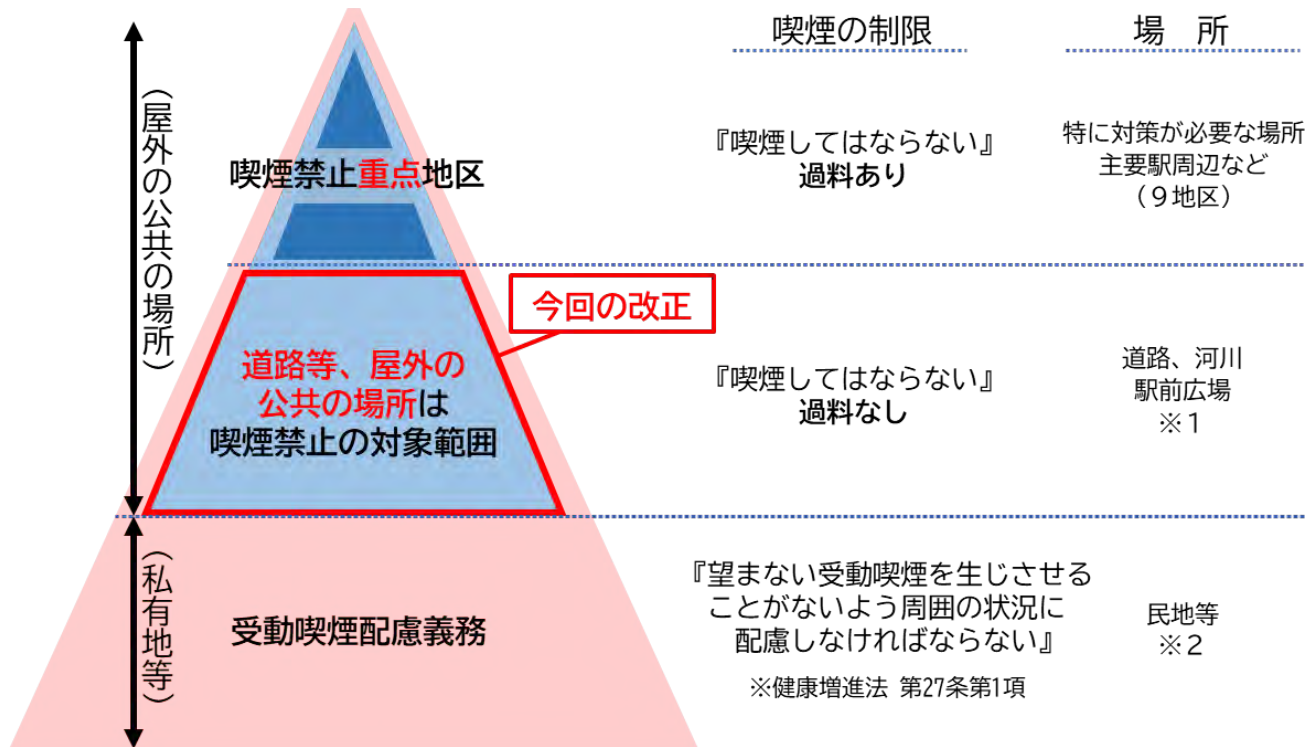
条文案

(市の責務)

2 横浜市は、市民及び事業者と連携し、及び協力して、屋外の公共の場所での喫煙による被害及び吸い殻の散乱の防止を図る観点から、必要な分煙環境の推進に努めなければならない。

3 主な改正内容

(4) 条例改正後の屋外空間における喫煙の制限



※1 他法令等により、すでに喫煙禁止となっている場所については除外します。

※2 公開空地等において、屋外の公共の場所に接し、路上喫煙の懸念が特にある場所については、土地管理者の合意を前提として、喫煙禁止の対象範囲に指定することができるものとします。

4 施行日

規則で定める日とします。（令和9年1月予定）

5 市民周知

屋外の公共の場所が喫煙禁止となることについて、広報よこはまやWebサイト、収集車による音声放送、市営地下鉄のデジタルサイネージなどの市の広報媒体や、SNSによる発信などを積極的に活用し周知を行います。

また、観光客や来街者にも分かりやすいよう、観光情報サイトや案内看板なども活用していきます。

参考 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例 新旧対照表（抜粋）

現行	改正後
<p>条例名称 「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止<u>等</u>に関する条例」</p> <p>目次（第1章、第2章、第4章から第6章省略） 第3章の1 美化推進重点地区等（第9条－第11条） 第3章の2 喫煙禁止地区等（第11条の2・第11条の3）</p>	<p>条例名称 「横浜市<u>屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに</u>空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」</p> <p>目次（第1章、第2章、第4章から第6章省略） 第3章の1 美化推進重点地区等（第9条－第11条） 第3章の2 喫煙禁止<u>重点</u>地区等（第11条の2・第11条の3） <u>第3章の3 屋外の公共の場所における喫煙の制限（第11条の4）</u></p>

参考 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例 新旧対照表（抜粋）

現行	改正後
<p>(目的) 第1条 この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等について、横浜市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の投棄の禁止、<u>屋外の公共の場所における喫煙の禁止</u>、空き缶等の回収及び資源化その他の必要な事項を定めることにより、<u>清潔で安全な街</u>をつくり、かつ、資源の有効な利用を促進し、もって快適な都市環境を確保することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、<u>屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止等並びに</u>空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、横浜市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、<u>屋外の公共の場所における喫煙の禁止等並びに</u>空き缶等及び吸い殻等の投棄の禁止、空き缶等の回収及び資源化その他の必要な事項を定めることにより、<u>安心かつ安全で清潔な街</u>をつくり、かつ、資源の有効な利用を促進し、もって快適な都市環境を確保することを目的とする。</p>

参考 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例 新旧対照表（抜粋）

現行	改正後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、<u>びん</u>その他の容器をいう。</p> <p>(2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。</p> <p>(3) 事業者 事業活動を行う<u>すべての</u>者をいう。</p> <p>(4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>公共の場所 道路、広場その他の公共の用に供される場所をいう。</u></p> <p>(2) <u>たばこ 健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第1号に規定するたばこをいう。</u></p> <p>(3) <u>喫煙 人が吸入するためにたばこを燃焼させ、若しくは加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させること又は火の付いたたばこを持つことをいう</u></p> <p>(4) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、<u>瓶</u>その他の容器をいう。</p> <p>(5) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。</p> <p>(6) 事業者 事業活動を行う<u>全ての</u>者をいう。</p> <p>(7) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。</p>

参考 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例 新旧対照表（抜粋）

現行	改正後
<p>(5) <u>公共の場所 道路、公園その他の公共の用に供される場所をいう。</u></p> <p>(6) <u>喫煙 たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。</u></p>	<p>(削除) ※→第1号</p> <p>(削除) ※→第3号</p>

参考 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例 新旧対照表（抜粋）

現行	改正後
<p>(横浜市の責務)</p> <p>第3条 横浜市は、この条例の目的を達成するため、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに空き缶等の資源化の促進についての施策を総合的に実施しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 横浜市は、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止について事業者及び市民等に対して意識の啓発を図るとともに、環境に関する教育を充実し、及び学習が促進されるよう努めなければならない。</p>	<p>(横浜市の責務)</p> <p>第3条 横浜市は、この条例の目的を達成するため、<u>屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに</u>空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止並びに空き缶等の資源化の促進についての施策を総合的に実施しなければならない。</p> <p>2 <u>横浜市は、市民及び事業者と連携し、及び協力して、屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに吸い殻等の散乱の防止を図る観点から、必要な分煙環境の整備を推進するものとする。</u></p> <p>3 横浜市は、<u>屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに</u>空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について事業者及び市民等に対して意識の啓発を図るとともに、環境に関する教育を充実し、及び学習が促進されるよう努めなければならない。</p>

参考 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例 新旧対照表（抜粋）

現行	改正後
<p>(第4条から第11条まで省略)</p> <p><u>第3章の2 喫煙禁止地区等</u> <u>(喫煙禁止地区の指定)</u></p> <p>第11条の2 市長は、美化推進重点地区内において、たばこの吸い殻の散乱につながるとともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共の場所での喫煙を<u>禁止する</u>必要があると認められる地区を<u>喫煙禁止地区</u>として指定することができる。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(喫煙の禁止)</p> <p>第11条の3 何人も、<u>喫煙禁止地区内</u>において、喫煙をしてはならない。</p>	<p>(第4条から第11条まで省略)</p> <p><u>第3章の2 喫煙禁止重点地区等</u> <u>(喫煙禁止重点地区の指定)</u></p> <p>第11条の2 市長は、美化推進重点地区内において、たばこの吸い殻の散乱につながるとともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共の場所での喫煙を<u>特に禁止する</u>必要があると認められる地区を<u>喫煙禁止重点地区</u>として指定することができる。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(喫煙の禁止)</p> <p>第11条の3 何人も、<u>喫煙禁止重点地区内</u>において、喫煙をしてはならない。</p>

参考 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例 新旧対照表（抜粋）

現行	改正後
<p>(新設)</p>	<p><u>第3章の3 屋外の公共の場所における喫煙の制限</u> <u>第11条の4 何人も、次に掲げる屋外の公共の場所（第11条の2第1項の規定により指定された喫煙禁止重点地区を除く。）において、喫煙をしてはならない。ただし、当該公共の場所を管理する権原を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した喫煙場所においては、この限りでない。</u> <u>(1) 国又は地方公共団体が管理する道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路</u> <u>(2) 横浜市が管理する交通広場（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第1号に規定するその他の交通施設として定められた交通広場をいう。）</u> <u>(3) 国、神奈川県又は横浜市が管理する河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川及び同法第100条第1項に規定する準用河川</u></p>

参考 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例 新旧対照表（抜粋）

現行	改正後
<p>(新設)</p>	<p>(4) <u>横浜市が管理する道路、河川、水路、緑地その他これらに類する場所で、道路法、港湾法（昭和25年法律第218号）、河川法又は都市公園法（昭和31年法律第79号）の適用を受けないもの</u></p> <p>(5) <u>不特定多数の者が通行するため、喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害を防止し、並びに吸い殻等の散乱を防止する必要がある場所として市長が指定するもの</u></p> <p>2 <u>前項第5号の規定による指定は、当該公共の場所を管理する権原を有する者との合意に基づき、その区域を告示することにより行うものとする。</u></p>